（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　法第二条第二項第二十八号の二に掲げる特定事業者　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業に係る業務

第八条第一項第一号レ中「第十五号まで」の下に「及び第二十八号の二」を加える。

第十九条第一項中「及び第二十四号」を「、第二十四号及び第二十八号の二」に改める。

（金融庁組織令の一部改正）

第二十一条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十七号中「ノまで」を「マまで」に改める。

第三条第三号ヲを次のように改める。

ヲ　前払式支払手段発行者

第三条第三号中ナをウとし、ワからネまでをタからムまでとし、ヲの次に次のように加える。

ワ　資金移動業を営む者

カ　資金清算業を行う者

ヨ　認定資金決済事業者協会

第四条第一項第一号に次のように加える。

ノ　前払式支払手段発行者

オ　資金移動業を営む者

ク　資金清算業を行う者

ヤ　認定資金決済事業者協会

第四条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「、ウ及びヰ」を「及びウからヤまで」に、「から第九号まで及び第十一号」を「、第八号及び第十号」に、「同項第十三号」を「同項第十二号」に、「同項第十二号」を「同項第十一号」に改める。

第十一条第一項第二十号を次のように改める。

二十　資金決済に関する制度の企画及び立案に関すること。

第十五条第七号及び第十六条第一号中「第三条第三号レからナまで」を「第三条第三号ネからウまで」に改める。

第十九条第一項第六号中ヨをソとし、ルからカまでをカからレとし、ヌの次に次のように加える。

ル　前払式支払手段発行者

ヲ　資金移動業を営む者

ワ　認定資金決済事業者協会

第十九条第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同条第二項中「ホまで、チ及びリ」を「ヘまで及びリからソまで」に、「、第十三号及び第十四号」を「及び第十三号」に、「同項第六号ト」を「同項第六号チ」に改める。

第二十条第一項第一号中「前条第一項第六号ワ」を「前条第一項第六号レ」に改め、同号に次のように加える。

ホ　資金清算業を行う者

第二十条第二項中「ニまで」を「ホまで」に改める。

第二十二条第一項第一号中「第十九条第六号カ」を「第十九条第六号ソ」に改める。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

財務大臣　菅　**直人**

府　令

○内閣府令第三号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）及び資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、前払式支払手段に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年三月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

前払式支払手段に関する内閣府令

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　自家型発行者（第九条―第十三条）
第三章　第三者型発行者（第十四条―第二十条）
第四章　表示、発行保証金の供託その他の義務（第二十一条―第四十五条）
第五章　監督（第四十六条―第五十条）
第六章　雑則（第五十一条―第五十六条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この府令において「前払式支払手段発行者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、認定資金決済事業者協会、信託会社等又は銀行等をいう。

2　この府令において「前払式支払手段」、「基準日未使用残高」、「支払可能金額等」、「自家型前払式支払手段」、「第三者型前払式支払手段」、「自家型発行者」、「第三者型発行者」又は「基準期間」とは、それぞれ法第三条に規定する前払式支払手段、基準日未使用残高、支払可能金額等、自家型前払式支払手段、第三者型前払式支払手段、自家型発行者、第三者型発行者又は基準期間をいう。

3　この府令において「加算型前払式支払手段」とは、前払式支払手段のうち電磁的方法（法第三条第一項第一号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。）又は物品若しくは役務の数量の記録の加算が行われるものをいう。

（外国通貨の換算）

第二条　法（第二章に限る。）、資金決済に関する法律施行令（以下「令」といい、第二章に限る。）又はこの府令の規定により金融庁長官（令第二十八条第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に金融庁長官の権限が委任されている場合にあっては、当該財務局長等。第二十八条、第三十五条第五号及び第三十六条を除き、以下同じ。）に提出する書類中、外国通貨をもって金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

（物品又は役務の数量を金銭に換算した金額）

第三条　法第三条第一項第二号に掲げる前払式支払手段を使用することによって給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額は、利用者に対し当該数量の物品を給付し、又は当該数量の役務を提供した場合に、当該利用者からその代価として通常取得すべき金額とする。

2　前項の規定は、次条、第十九条、第四十条、第四十一条及び第四十八条の規定において物品又は役務の数量を金銭に換算する場合について準用する。